

**そろそろ、あなたもマイナンバーカード！
マイナポイント対象は令和4年9月申請分まで！
お早めに**

マイナンバーカード
これからの暮らしに、手放せない一枚！



【8月の休日・夜間マイナンバーカード手続き窓口】

- ① 8月12日（金）午後8時まで ② 8月14日（日）午前9時～12時まで
③ 8月26日（金）午後8時まで ④ 8月28日（日）午前9時～12時まで

場所：藤里町役場 町民課②窓口（正面玄関→右側自動ドア入ってすぐの所）

予約は不要です。混雑時は時間調整させていただきます。

【窓口でできること】

マイナンバーカードの申請・受取

電子証明書の更新（カード発行後約5年経過する方）暗証番号の変更、暗証番号ロック解除等

保険証利用申込・公金等受取口座登録・マイナポイント申込



7月下旬から9月上旬にマイナンバーカード交付申請書が送付されます。（マイナンバーカードをお持ちでない方へ）

この申請書は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から送付されます。この申請書を利用してご自身でマイナンバーカードを申請することができます。（役場窓口でも申請できます。）

ただし、75歳以上の方で、これまでに後期高齢者医療広域連合からマイナンバーカード交付申請書が送付されている方や、令和4年1月1日以降に出生、また国外から転入された方、DV等の被害者として住民票と異なる居所情報を登録している方には送付されません。

お手元に申請書がない方は窓口に直接お越しください。

《送付される封筒の見本》